

監査告示第1号

令和4年2月24日

鹿児島市監査委員	内	山	薫
同	小	迫	義仁
同	片	平	孝市
同	奥	山	よしじろう

令和3年度定期監査（第3回財務等監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく財務監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象局部課

危機管理局	危機管理課	安心安全課
市民局	市民文化部	市民協働課 市民相談センター 国民年金課 消費生活センター
	人権政策部	人権推進課 男女共同参画推進課
環境局	環境部	環境保全課 環境衛生課
健康福祉局	保健部	保健予防課 感染症対策課 新型コロナウイルス感染症対策室 保健支援課 北部保健センター 東部保健センター 西部保健センター 中央保健センター 南部保健センター

こども未来局		保育幼稚園課	母子保健課	宮川幼稚園	皆与志幼稚園
産業局	産業振興部	産業政策課	雇用推進課		
建設局	建築部	建築指導課	設備課		
議会事務局		総務課	政務調査課	議事課	
教育委員会	管理部	総務課	施設課	美術館	

(2) 対象範囲

原則として令和3年4月1日から令和3年10月31日までに執行された事務事業

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合规性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

なお、今年度は、重点事項として(5)の項目を監査した。

(1) 収入事務

調定決議書（収入伝票）、現金領収帳、収入日計表等の収入事務、滞納整理事務の状況

(2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、資金前渡事務の処理状況、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については令和2年度分も含む。）

(3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

(4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

(5) 重点事項

内部統制の整備・運用状況について（収入事務）

(6) その他

自動車の運行管理、歳計外現金の適正な保管、基金の適正な運用など

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行及び経営に係る事業の管理等については、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行い、重点事項については、調査票及びマニュアル等の提出を求め、内部統制の整備状況及び運用状況の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び監査対象局部課執務室

(2) 実施日程

令和3年11月29日から令和4年2月24日まで

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の実施については、おおむね適正になされていると認めた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として各所属長に別途指示した。

また、収入事務に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、適切であった。

各局部の監査結果は次のとおりであった。

(1) 危機管理局

指摘事項なし

(2) 市民局 市民文化部、人権政策部

指摘事項なし

(3) 環境局 環境部

指摘事項なし

(4) 健康福祉局 保健部

指摘事項なし

(5) こども未来局

指摘事項なし

(6) 産業局 産業振興部

指摘事項なし

(7) 建設局 建築部

指摘事項なし

(8) 議会事務局

指摘事項なし

(9) 教育委員会 管理部

指摘事項なし

[意見]

- ・ 奨学資金貸付基金における返還金徴収対策として、本年度から債権回収業務を弁護士法人へ委託しており、一定の条件を充たす債権を抽出し、約1,970万円の回収を受託法人へ依頼した結果、12月末時点において約252万円が回収されて

いる。

一方で、返還金の滞納額は、10月末時点で約9,080万円と多額となっていることから、その実態について債権管理台帳等を抽出により監査したところ、徴収に係る履歴が長期間未記載になっているものなどが見受けられた。債務者の実態を的確に把握し、法的措置及び徴収努力を尽くしても回収に至らない案件については債権管理条例に基づく債権放棄について検討するなど適正な債権管理に努められたい。(総務課)

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区分	基準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの